

資料 12-1

救急告示病院一覧表

(平成30年3月31日現在)

医療機関名	科 目	電話番号	所 在 地
日立総合病院	内・呼内・循内・消内・腎内・神内・皮・感染・小・精神・外・呼外・心外・泌・脳外・整外・形成・眼・耳・産婦・リハ・放・麻・病理・検査・救急・歯・歯外	23-1111	城南町 2-1-1
ひたち医療センター	内・消内・神内・小・外・消外・泌・脳外・整外・形成・美外・リハ・放・歯・小歯	36-2551	鮎川町 2-8-16
久慈茅根病院	内・呼内・循内・消内・皮・小・外・心外・乳外・消外・肛外・整外・眼・耳・リハ・放・麻	52-2119	久慈町 4-16-10
日立大みか病院	内・呼内・循内・消内・外・心外・消外・肛外・脳外・整外・リハ	52-4455	大みか町 2-22-30
聖麗メモリアル病院	脳外・麻	52-8500	茂宮町 841
嶋崎病院	整外・形成・リハ	36-7070	会瀬町 3-23-1

○診療科目の略称

科目	略称	科目	略称	科目	略称	科目	略称
内科	内	呼吸器内科	呼内	循環器内科	循内	消化器内科	消内
腎臓内科	腎内	神経内科	神内	糖尿病内科	糖尿	血液内科	血内
皮膚科	皮	アレルギー科	アレ	リウマチ科	リウ	感染症内科	感内
小児科	小	精神科	精神	心療内科	心療	外科	外
呼吸器外科	呼外	心臓血管外科	心外	乳腺外科	乳外	気管食道外科	気外
消化器外科	消外	泌尿器科	泌	肛門外科	肛外	脳神経外科	脳外
整形外科	整外	形成外科	形成	美容外科	美外	眼科	眼
耳鼻咽喉科	耳	小児外科	小外	産婦人科	産婦	産科	産
婦人科	婦	リハビリテーション科	リハ	放射線科	放	麻酔科	麻
病理診断科	病理	臨床検査課	検査	救急科	救急	歯科	歯
矯正歯科	矯歯	小児歯科	小歯	歯科口腔外科	歯外		

資料 12-2

救急医療協力医療機関一覧表

(平成 30 年 3 月 31 日現在)

医療機関名	診療科目	電話番号	所在地
永井ひたちの森病院	内・呼内・循内・消内・皮・アレ・リ ウ・精神・心療・乳外・泌・整外・形 成・美外・リハ	44-8800	小木津町 966
田尻ヶ丘病院	内・循内・消内・腎内・神内・放・歯・ 小歯	43-2323	田尻町 3-24-1
日鉦記念病院	内・呼内・循内・消内・腎内・糖尿・	24-1212	神峰町 2-12-8
川崎胃腸科肛門科病院	皮・外・泌・婦	36-1800	桜川町 3-3-19
日立梅ヶ丘病院	内・精神	34-2103	大久保町 2409-3
回春荘病院	内・精神・心療・リハ	52-3115	大みか町 6-17-1

資料 12-3

その他の医療機関一覧表

(平成 30 年 3 月 31 日現在)

医療機関名	診療科目	電話番号	所在地
なめき皮膚科クリニック	皮	43-2222	田尻町 4-49-21
日立さくらクリニック	内・外・脳外	43-2000	田尻町 4-49-15
かわい整形外科クリニック	整外・リハ	33-5576	日高町 1-27-8
栗山整形外科	整外・内・皮・リハ	42-8100	日高町 3-8-3
佐々木胃腸科外科	内・外	43-0333	折笠町 564-2
川尻整形外科	内・整外・リハ	33-7819	川尻町 3-19-13
日立北クリニック	内・外・脳外	43-6555	川尻町 5-29-15
やまがた内科医院	内	44-8700	川尻町 1-35-7
十王医院	内・小・皮	39-3266	十王町友部 1584-1
十王ひがし野クリニック	内・泌・透析	39-3232	十王町伊師 3456-7
たかはし小児科医院	小	39-2000	十王町友部東 3-8-14
福島クリニック	内・循内・整外	39-6800	十王町友部東 2-5-5
松本医院	内・循内	70-8181	東河内町 66
大山医院	内	37-2215	中成沢町 2-21-7
かもしたクリニック	産婦・皮	28-6100	中成沢町 4-17-22
樋口医院	婦・内・小	35-1633	中成沢町 3-10-14
川西医院	胃内・外	35-8148	西成沢町 4-34-8
西成田医院	内・リウ	25-6520	西成沢町 2-2-1
小川医院	内・糖尿	21-0963	相賀町 5-1

資料 12-3

立花クリニック	内・小	23-0605	幸町 1-7-7
とじま耳鼻咽喉科クリニック	耳	27-3387	幸町 1-7-7
村田眼科医院	眼	24-5163	幸町 2-14-5
福地レディースクリニック	婦	27-7521	鹿島町 2-17-4
おおたしろクリニック	消（内視鏡）・内・乳 内・肛内	22-8800	平和町 1-17-15
姫野産婦人科医院	婦	21-1080	弁天町 1-12-3
柴原皮膚科	皮	24-2611	助川町 1-7-9
佐藤医院	内	21-2330	神峰町 1-10-20
河端整形外科皮膚科クリニック	整外・皮・アレ・リ ハ	33-5066	神峰町 4-2-6
聖麗メモリアル高鈴	脳外	23-6060	高鈴町 1-18-1
天谷医院	皮・泌	21-6211	若葉町 3-7-13
大塚小児科医院	小	21-3592	若葉町 3-12-1
田村内科医院	内	24-6125	若葉町 3-1-2
福地耳鼻咽喉科医院	耳	21-1962	若葉町 1-18-17
さおとめ眼科	眼	22-7999	本宮町 2-7-28
かもめ・日立クリニック	腎内・透析	25-1531	東滑川町 1-3186
グルコピア日立	内・糖尿	27-7211	東滑川町 1-38-10
ないとうクリニック	脳外・内・整外	23-5111	東滑川町 2-23-3
日立メディカルスパクリニック	内・心療・美皮	32-7700	東滑川町 5-12-1
高山整形外科医院	整外・内	24-5005	滑川町 2-3-29
安東クリニック	内・胃内	28-8686	東大沼町 3-15-5

資料 12-3

内藤整形外科医院	整外	53-1833	東大沼町 4-30-21
根道ヶ丘クリニック	内・小	25-6661	大沼町 4-9-1
石川クリニック	泌・内	33-7788	金沢町 4-24-16
おあしす内科リウマチ科クリニック	内・リウ	33-8255	金沢町 3-17-15
くにかた眼科	眼	33-9301	金沢町 3-19-13
寺岡整形外科クリニック	整外・内・リウ	28-7766	金沢町 3-19-3
なわ内科・呼吸器クリニック	内・呼内・疼緩内	33-6531	金沢町 3-20-5
森川医院	内・呼内	36-1711	金沢町 1-6-8
わだクリニック	内・外・脳外	28-6015	東金沢町 5-6-18
瀬尾医院	産・婦・内	33-0763	東多賀町 2-15-8
あおば皮膚科クリニック	皮・アレ	35-0011	千石町 1-6-20
佐藤内科胃腸科医院	内・胃内・循内	36-0320	千石町 3-10-7
ひたちの眼科	眼	33-7439	千石町 2-6-6
山手クリニック	内・外・整外	33-2121	千石町 2-13-3
いのうえクリニック	整外・内	33-1253	多賀町 2-17-7
佐瀬内科クリニック	内・小	38-0077	多賀町 1-2-22
篠原医院	内・小・整外	33-2357	多賀町 3-14-8
稲葉眼科医院	眼	36-0279	末広町 2-7-1
日立総合病院附属多賀クリニック	内・リウ・小・歯	33-0035	国分町 2-1-2
石川内科ファミリークリニック	内・消内・小	33-8600	桜川町 3-11-15
川島クリニック	内・消内・透析	35-1266	桜川町 1-1-1

資料 12-3

千葉クリニック	内・循内	25-6070	桜川町 2-18-1
はらクリニック	内・外・乳内	28-5566	桜川町 2-25-1
平和台しのはらクリニック	内・外・脳外	34-6800	諏訪町 3-8-6
小泉チルドレンズクリニック	小	35-8212	鮎川町 3-1-21
長山皮膚科医院	皮	33-1858	鮎川町 1-2-20
新島スカイクリニック	消(内視鏡)・内・肝内	33-5511	鮎川町 3-1-21
日立厚生医院	内・外・肛外	34-1241	鮎川町 5-9-9
西野医院	内・外・小	27-1313	留町 1166-1
えじり内科クリニック	内・循内	54-2221	大和田町 1-1-28
いばらき診療所ひたち	内・外	54-3311	久慈町 2-6-37
日立港病院	内・外・小	52-3576	久慈町 3-4-22
みどりクリニック	心療・内	52-6521	久慈町 7-19-14
南高野医院	内・小・皮	52-2660	南高野町 3-16-2
井村整形外科医院	内・整外	52-2191	大みか町 6-4-10
大原神経科病院	精神	52-4352	大みか町 1-13-18
大みか皮膚科クリニック	皮・内・脳外	54-1800	大みか町 2-29-1
大森内科医院	内・消(内視鏡)・小	54-1361	大みか町 2-5-16
サンアイ眼科	眼	54-3000	大みか町 4-4-8
島田外科医院	外・皮・内・整外	53-4888	大みか町 2-13-18
堀内耳鼻咽喉科医院	耳・アレ	52-3841	大みか町 2-29-10

資料 12-4

日立市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定書

日立市（以下「甲」という。）と社団法人茨城県日立市医師会（以下「乙」という。）は、災害時の医療救護活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第1条 この協定は、甲が日立市地域防災計画に基づいて行う医療救護活動に対し、乙が協力することに関して、必要な事項を定める。

（災害医療救護計画）

第2条 乙は、甲が行う医療救護計画を策定し、これを甲に提出品しなければならない。これを變更した場合も同様とする。

（医療救護隊の派遣）

第3条 甲は、医療救護活動を実施する場合は、乙に対し医療救護隊の派遣を要請することができる。

2 乙は、前項の要請を受けた場合は、直ちに医療救護隊を編成し、派遣しなければならない。

3 医療救護隊は、医師、看護婦及びその他補助事務員それぞれ若干名で組織するものとする。

（医療救護隊の活動場所）

第4条 乙所属の医療救護隊の活動場所は、原則として甲が設置する救護所とする。

（医療救護隊の業務）

第5条 医療救護隊の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急措置
- (2) 後方医療施設の転送の要否及び転送の順位の決定
- (3) 死亡の確認

2 医療救護隊は、原則として甲が調達する医薬品等を使用するものとする。

（医薬品等の輸送）

第6条 次に掲げる業務は、原則として甲が行う。

- (1) 医療救護隊の輸送
- (2) 医薬品等の輸送
- (3) 傷病者の後方医療施設への転送
- (4) 救護所における給食及び給水

（医療費）

第7条 救護所における医療費は、無料とする。

2 後方医療施設における医療は、原則として傷病者負担とする。

資料 12-4

(指揮命令)

第8条 医療救護隊に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡は、乙が行うものとする。

(費用弁償等)

第9条 医療救護隊の派遣及び活動に伴う次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 医療救護隊の編成及び派遣に要する経費
- (2) 医療救護隊が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償
- (3) 医療救護隊の医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の補償

2 前項第1号及び第3号に係る経費については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(医療紛争の処理)

第10条 甲は、医療救護隊の活動により、医事紛争が生じた場合は、故意又は重大な過失によるものを除くほか、責任をもってその処理にあたるものとする。

(細目)

第11条 本協定を実施するための必要な事項及び定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

本協定の証として、本協定を2通作成し、甲乙双方記名押印し、各自1通を保有する。

昭和59年3月28日

災害時の歯科医療救護についての協定

日立市（以下「甲」という。）と一般社団法人日立歯科医師会（以下「乙」という。）とは、災害時の歯科医療救護に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

- 第1条 この協定は、日立市地域防災計画（以下「市防災計画」という。）に基づき、甲が行う歯科医療救護に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。
- 2 乙は、日立市内の災害時歯科医療の中核機能を十分に発揮するように努めるものとする。
- 3 甲は、市防災計画及び本協定に基づいて行う歯科医療救護に関し、乙の協力を得て実施できるよう必要な調整を行うものとする。
- 4 乙は、前項の歯科医療救護が円滑に行われるよう必要な調整を行うものとする。
- 5 甲は、避難所等での口腔ケアの重要性の啓発に努めるものとする。

（歯科医療救護計画）

- 第2条 乙は、歯科医療救護の円滑な実施を図るため、歯科医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。
- 2 前項の歯科医療救護計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- （1）歯科医療チームの編成計画及び活動計画
- ア 歯科医療救護チーム
 - イ 口腔ケアチーム
 - ウ 個人識別（身元確認）チーム
- （2）乙と関係機関との通信連絡方法
- （3）指揮系統
- （4）医薬品、医療資機材等の備蓄
- （5）訓練計画
- （6）その他必要な事項

（歯科医療チームの派遣）

- 第3条 甲は、市防災計画に基づき、必要に応じて、乙に歯科医療チームの派遣を要請するものとする。
- 2 乙は、前項の要請を受けたときは、前条に規定する歯科医療救護計画に基づき、歯科医療チームを派遣するものとする。ただし、災害が激甚であり、歯科医療チームの要員に危害が生じるおそれがある場合は、この限りでない。

資料 12-5

- 3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請によらず歯科医療チームを派遣したときは、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

(歯科医療チームに対する指揮)

第4条 甲は、歯科医療救護活動の総合調整を図るため、乙が派遣する歯科医療チームを指揮するものとする。この場合において、当該歯科医療チームに対する指揮は、乙の長を通じて行うものとする。

(歯科医療救護チームの業務)

第5条 乙が派遣する歯科医療救護チームは、甲が避難所等に設置する医療救護所において歯科医療救護活動を行うものとする。

- 2 歯科医療救護チームの業務は、次のとおりとする。

- (1) 被災者のスクリーニング（症状判別）
- (2) 傷病者に対する応急処置の実施及び必要な歯科医療の提供
- (3) 傷病者の後方医療施設への転送の要否の判断及び転送順位の決定
- (4) その他状況に応じた処置

(口腔ケアチームの業務)

第6条 乙が派遣する口腔ケアチームは、甲が設置する避難所において口腔ケア活動を行うものとする。

- 2 口腔ケアチームの業務は、次のとおりとする。

- (1) 高齢者、障害者等への口腔ケアの実施
- (2) 呼吸器感染症予防のための口腔ケアの啓発、指導及び実施
- (3) その他状況に応じた口腔ケアの啓発、指導及び実施

(個人識別（身元確認）チームの業務)

第7条 乙が派遣する個人識別（身元確認）チームは、甲が設置する遺体安置所及び災害現場において個人識別活動を行うものとする。

- 2 個人識別（身元確認）チームの業務は、次のとおりとする。

- (1) 検視又は検案に際しての法歯学上の協力
- (2) 個人識別活動の記録及び報告
- (3) その他必要な事項

(歯科医療チームの機器整備等)

第8条 乙は、歯科医療救護チームが円滑に活動できるよう、移動用診療機器等の整備に努めるものとする。

- 2 乙は、口腔ケアチームが円滑に活動できるよう、口腔ケア用の機器の整備を進めるとともに、人材の育成に努めるものとする。

資料 12-5

3 乙は、個人識別（身元確認）チームが円滑に活動できるよう、識別用機器、機材の整備を進めるとともに、人材の育成及び甚大な被害にも対応できるよう茨城県警察本部、日立警察署、その他の関係機関との連携に努めるものとする。

（歯科医療チームの輸送等）

第9条 甲は、乙の歯科医療救護活動が円滑に実施できるよう、歯科医療チームの輸送等について、必要な措置をとるものとする。

（医薬品等の提供）

第10条 歯科医療救護活動に要する医薬品、衛生材料等は、乙が調達携行するものとし、不足する医薬品、衛生材料等の調達は、乙の要請に基づき甲が行うものとする。

（医療費）

第11条 医療救護所における医療費は、無料とする。

2 医療機関に転送された場合における医療費は、患者が負担するものとする。

（費用弁償）

第12条 甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護活動を実施した場合（第3条第3項の承認を得た場合を含む。）に要する次に掲げる費用は、甲が負担するものとする。

（1）歯科医療チームの編成及び派遣に要する経費

（2）歯科医療チームが携行した医薬品、衛生材料等を使用した場合の経費

（3）歯科医療チームの要員が歯科医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

2 前項に定める費用の額については、別に定める。

（訓練）

第13条 乙は、甲が実施する訓練に積極的に参加するものとする。

（歯科医療ボランティアの調整）

第14条 乙は、必要に応じて、歯科医療ボランティア調整本部を設置し、甲との連携の下、歯科医療ボランティアの募集、登録及び派遣の調整に努めるものとする。

（細目）

第15条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

資料 12-5

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義を生じたときは、甲乙協議の上定める。

(有効期間)

第17条 この協定の有効期間は、締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、協定期間の満了の日の1月前までに、甲又は乙から協定期間を更新しない旨の申入れがない場合は、この協定は、同一条件にて1年間自動的に延長されるものとし、以後も同様とする。

この協定締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年7月3日

資料 12-6

災害時の薬事に関する医療救護についての協定

日立市（以下「甲」という。）と一般社団法人日立薬剤師会（以下「乙」という。）とは、災害時の薬事に関する医療救護（以下「薬事医療救護」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、日立市地域防災計画（以下「市防災計画」という。）に基づき、甲が行う薬事医療救護に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（薬剤師派遣計画）

第2条 乙は、薬事医療救護の円滑な実施を図るため、薬剤師派遣計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

（薬剤師の派遣要請）

第3条 甲は、市防災計画に基づく薬事医療救護を実施する上で必要であると認めた場合は、乙に対し、薬剤師の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、前条に規定する薬剤師派遣計画に基づき、薬剤師を派遣するものとする。

（指揮命令）

第4条 乙により派遣された薬剤師（以下「派遣薬剤師」という。）に対する指揮及び薬事医療救護に係る連絡調整は、甲の指定する者が行うものとする。

（派遣薬剤師の業務）

第5条 派遣薬剤師は、甲が避難所等に設置する医療救護所において、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 傷病者等に対する調剤、服薬指導及び薬剤使用等の指導
- (2) 医薬品等の仕分及び管理
- (3) その他必要な事項

（派遣薬剤師の輸送）

第6条 甲は、薬事医療救護が円滑にできるよう、派遣薬剤師の輸送について必要な措置をとるものとする。

資料 12-6

(医薬品等の確保)

第7条 薬事医療救護に要する医薬品等は、乙が調達携行するものとし、不足する医薬品等の調達は、乙の要請に基づき甲が行うものとする。

(調剤費)

第8条 医療救護所における調剤費は、無料とする。

2 医療機関に転送された場合における調剤費は、患者が負担するものとする。

(費用弁償)

第9条 甲の要請に基づき、乙が薬事医療救護を実施した場合に要する次に掲げる費用は、甲が負担するものとする。

(1) 薬剤師の派遣に要する経費

(2) 派遣薬剤師が携行した医薬品等を使用した場合の経費

(3) 派遣薬剤師が薬事医療救護において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

2 前項に定める費用の額については、別に定める。

(細目)

第10条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義を生じたときは、甲乙協議の上定める。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、協定期間の満了の日の1月前までに、甲又は乙から協定期間を更新しない旨の申入れがない場合は、この協定は、同一条件にて1年間自動的に延長されるものとし、以後も同様とする。

この協定締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年3月27日

日 立 市 避 難 行 動 要 支 援 者 名 簿 取 扱 要 領

平成 29 年 1 2 月 1 4 日 制 定

(目的)

第 1 条 この要領は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）の規定に基づいて市長が作成する避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、災害が発生し、又は災害が発生するおそれのある場合に、避難行動要支援者が円滑かつ迅速に避難するために必要な支援を地域の中で受けられる体制を整備し、もって市民が安心して暮らすことのできる地域づくりの推進を図ることを目的とする。

(名簿への記載)

第 2 条 市長が名簿に記載する者は、本市において在宅で生活をする要配慮者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 要介護状態区分が要介護 3 以上の者
- (2) 市の緊急通報システムを設置している者
- (3) 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が 1 級又は 2 級である者
- (4) 療育手帳の交付を受け、その障害の程度が㊸又は A である者
- (5) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障害の程度が 1 級又は 2 級である者
- (6) 65 歳以上のひとり暮らしの者（自ら避難することが困難なものに限る。）
- (7) 前各号に掲げる者のほか、必要と認める者

2 前項第 6 号及び第 7 号に掲げる者については、本人又は代理人から名簿への記載を希望する旨の申出があった場合に、民生委員児童委員の協力を得て避難能力、生活状況等を調査し、調査の結果必要と認められるときに、名簿に記載するものとする。

3 前項に規定する申出は、避難行動要支援者名簿記載希望申出書兼同意書（別記様式。以下「申出書兼同意書」という。）に必要な事項を記入し、市長へ提出することにより行うものとする。

4 市長は、前項の規定に基づいて名簿に記載した場合は、当該申出者が提出した申出書兼同意書の副本を作成し、これを当該申出者に交付するものとする。

(名簿情報の提供に係る同意)

第 3 条 前条第 3 項の規定は、避難支援等関係者に対する名簿情報の提供に係る同意の意思表示について準用する。

(名簿情報の提供)

第 4 条 市長は、第 2 条第 3 項（前条において準用する場合を含む。）の規定に基づいて申出書兼同意書の提出があった場合は、当該本人の名簿情報を次の各号に掲げるものに対し、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で提供するものとする。

- (1) 日立市コミュニティ推進協議会の単会
- (2) 民生委員児童委員
- (3) 社会福祉法人日立市社会福祉協議会
- (4) 前各号に掲げるもののほか、必要と認めるもの

2 前項に規定する名簿情報の提供は、当該本人に係る申出書兼同意書の副本を交付することにより行う。この場合において、市長は、当該避難支援等関係者に対し、当該名簿情報を他に漏らしてはならないことを通知するものとする。

資料 12-7

3 第1項各号に掲げるものその他名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらであった者は、名簿情報の漏えい、紛失等があった場合は、直ちにその旨を市長に報告するものとする。

4 市長は、名簿情報の提供に係る同意が取り消された場合は、速やかに当該本人に係る名簿情報の提供を中止するものとする。

5 市長は、前項の規定に基づいて名簿情報の提供を中止した場合は、必要に応じて当該名簿情報の提供に係る同意を取り消した者及び第1項各号に掲げるものに連絡するものとする。

(記載事項の変更)

第5条 申出書兼同意書を市長へ提出した者は、当該申出書兼同意書に記載した事項に変更が生じた場合は、速やかに市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の規定による届出があった場合は、名簿の記載事項を修正するものとする。

3 前条第5項の規定は、記載事項の変更について準用する。

(名簿からの抹消)

第6条 市長は、名簿に記載された者が次の各号のいずれかに該当するときは、適切な時期に名簿から抹消するものとする。

(1) 死亡したとき。

(2) 市外に転出したとき。

(3) 入院又は入所などにより自宅に戻れる見通しが立たないとき。

(4) 第2条第1項各号のいずれにも該当しなくなったときその他適当と認めるとき。

2 第4条第5項の規定は、名簿からの抹消について準用する。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(適用期日)

1 この要領は、平成30年4月1日から適用する。

(災害時等要援護者台帳取扱要領の廃止)

2 日立市災害時等要援護者台帳取扱要領(平成21年7月15日制定)は、廃止する。

(経過措置)

3 この要領の適用の際現に廃止前の災害時等要援護者台帳取扱要領第5条の規定により保管されている登録台帳は、この要領第2条第3項(第3条において準用する場合を含む。)の規定により提出された申出書兼同意書又はこの要領第4条第2項の規定により交付された申出書兼同意書の副本とみなす。

トリアージタグ

トリアージとは、災害時等に多数の傷病者が同時に発生した場合、傷病者の緊急度や重傷度に応じて適切な処置や搬送を行うため、傷病者の治療優先度を決定することをいい、その際に用いるタグ（識別票）をトリアージタグという。トリアージタグは原則右手首に付ける。この部分が負傷していたり切断しているときは左手首→右足首→左足首→首の順位で付ける場所を変える。

トリアージタグの記載方法（様式は別図のとおり）

記載項目	記載方法及び記載内容
タグのNO	<ul style="list-style-type: none"> トリアージ実施場所ごとに「通し番号」を記載する。 再度トリアージを行った場合でも、「通し番号」は変更しない。
氏名・年齢・性別・住所・電話	<ul style="list-style-type: none"> 氏名、年齢、性別、住所は必ず記述する。 氏名等が不詳の場合、「氏名不詳」「推定年齢〇歳」「水戸市笠原町978番地の路上で収容」などと具体的に記載する。
トリアージ実施月日・時刻	<ul style="list-style-type: none"> トリアージを行った月日、時刻を分単位まで記載する。
トリアージ実施者名	<ul style="list-style-type: none"> トリアージを行ったものの氏名をフルネームで記載する。 医師が死亡を確認した場合、例えば「死亡確認医師：茨城太郎」などと検視・検案が容易にできるよう記載する。
搬送機関名	<ul style="list-style-type: none"> 「〇消防本部〇救急隊」「家族の自家用車」などと具体的に記載する。
収容医療機関名	<ul style="list-style-type: none"> 「〇病院」「△診療所」などと具体的に記載する。
トリアージ実施場所	<ul style="list-style-type: none"> 「〇学校救護所」「△診療所」などと具体的に記載する。
トリアージ区分	<ul style="list-style-type: none"> トリアージ区分を〇で囲むとともに、トリアージ区分と同じモギリ部分を残す。 症状が重くなって、区分を変更する場合には最初に〇で囲んだ区分を＝で消して新たな区分を記載し、その上部に変更時間を記載する。 症状が軽くなったことにより、区分を変更する場合には最初に〇で囲んだ区分を＝で消して新たに2枚目のトリアージタグを作成する。 医師が死亡を確認した場合には、死亡群(0)に〇を記載するとともに、死亡月日、時間を分単位まで記載する。
トリアージ実施機関	<ul style="list-style-type: none"> 「〇病院班」「△医師会班」などトリアージ実施者の所属する機関名を記載する。 トリアージ実施者の職種「医師・救急救命士・その他」を〇で囲む。
診断・処置内容	<ul style="list-style-type: none"> 医師、看護師が「創傷」「骨折」「出血」などと記載する。 医師等が行った救急処置、例えば「消毒」「止血」などと記載する。 医師が死亡を確認した場合には、「脳挫傷による死亡を確認」など、検視・検案が容易にできるように具体的に死因を記載する。
特記事項（表・裏）	<ul style="list-style-type: none"> 医療従事者などが、搬送・治療上特に留意すべき事項を記載する。（応急処置の内容、既往症、発見の状況、治療方針に関する事項） 収容機関から他の医療機関への転送は紹介状を作成する。
人 体 図	<ul style="list-style-type: none"> 負傷箇所を表示するとともに、負傷の状況を具体的に記載する。

資料 12-8

別図

1枚目 (災害現場用)

2枚目 (搬送機関用)

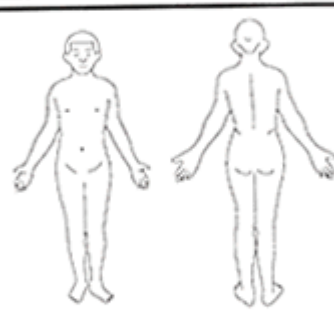
1枚目 →

2枚目 →

トリアージ・タグ			
(災害現場用)			
No	氏名 (Name)	年齢 (Age)	性別 (Sex) 男 (M) 女 (F)
住所 (Address)		電話 (Phone)	
トリアージ実施月日・時刻 月 日 AM PM 時 分		トリアージ実施者氏名	
搬送機関名		収容医療機関名	
トリアージ実施場所			
バイタルサイン	意識	清明 軽微で覚醒する	覚醒している 軽微しても覚醒しない
	呼吸	回/分, 呼吸困難, 無呼吸	
	脈拍	回/分, 整, 不整, 触知せず	
	血圧	/ mmHg	
トリアージ区分	0 I II III		

3枚目・表面 (収容医療機関用)

3枚目・裏面 (収容医療機関用)

トリアージ・タグ			
(災害現場用)			
No	氏名 (Name)	年齢 (Age)	性別 (Sex) 男 (M) 女 (F)
住所 (Address)		電話 (Phone)	
トリアージ実施月日・時刻 月 日 AM PM 時 分		トリアージ実施者氏名	
搬送機関名		収容医療機関名	
トリアージ実施場所			
バイタルサイン	意識	清明 軽微で覚醒する	覚醒している 軽微しても覚醒しない
	呼吸	回/分, 呼吸困難, 無呼吸	
	脈拍	回/分, 整, 不整, 触知せず	
	血圧	/ mmHg	
トリアージ区分	0 I II III		
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>0</p> <p>I</p> <p>II</p> <p>III</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>← 黒色 →</p> <p>← 赤色 →</p> <p>← 黄色 →</p> <p>← 緑色 →</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>0</p> <p>I</p> <p>II</p> <p>III</p> </div> </div>			
<p>表</p>  <p>裏</p>			

資料 12-9

災害拠点病院・救命救急センター・災害派遣医療チーム（DMAT指定医療機関）一覧表

(平成 29 年 3 月 31 日現在)

医療機関名	科 目	電話番号	所 在 地
日 立 総 合 病 院	内・呼内・循内・消内・腎内・神内・ 皮・感染・小・精神・外・呼外・心 外・泌・脳外・整外・形成・眼・耳・ 産婦・リハ・放・麻・病理・検査・ 救急・歯・歯外	23-1111	城南町 2-1-1

災害時における保健活動

時期区分	避難所・仮設住宅における保健活動
フェイズ0 初動体制の確立 (概ね災害発生後 24 時間以内)	<p>【健康管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難者の健康管理及び処遇調整 <ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者等の安全確保 ・処遇調整 ・一般被災者への健康相談の実施、要フォロー者への支援及び医療機関、専門機関等との処遇調整 ○ 衛生管理及び環境整備 <ul style="list-style-type: none"> 食中毒、感染症等の予防（食品、飲料水等の衛生管理、トイレや食事時の手洗いや手指消毒、うがい、マスク、換気等） ○ 生活用品の確保 <ul style="list-style-type: none"> 避難所設置運営担当部署が主体となり確保するが、衛生管理や健康管理上必要な物品について、洩れのないように働きかける。 ○ 避難所設置運営担当部署と連携し、避難者同士のプライバシーの確保 ○ 避難所設置運営担当部署と連携し、マスコミ取材による住民不安への対応 <p>【栄養・食生活】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被害状況把握と支援策の決定 ○ 備蓄食品の配布状況の確認と栄養管理 ○ 炊き出しの支援 <p>【口腔衛生】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被害状況の把握
フェイズ1 緊急対策 (概ね災害発生後 72 時間以内) 生命・安全の確保	<p>【健康管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難者の健康管理及び処遇調整 <ul style="list-style-type: none"> ・日中不在者の健康相談の実施（夕方から夜間） ・調整の必要なケースが減り、落ち着き次第、派遣及び応援保健師を健康相談に従事するような体制を検討 ○ 衛生管理及び環境整備 ○ 生活用品の確保 ○ 避難所設置運営担当部署と連携し、避難者同士のプライバシーの確保 ○ 避難所設置運営担当部署と連携し、マスコミ取材による住民不安への対応 ○ こころのケア対策の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・チラシ等による周知（災害時のこころの変化等の知識の普及も含む。） ・相談窓口の周知 ・専門機関との連携 ・専門スタッフによる相談の実施 ○ 保健、医療、福祉の情報提供（各担当部署との連携により健康教育等実施） <ul style="list-style-type: none"> ・感染症の予防 ・エコノミークラス症候群の予防 ・介護予防（健康体操等）

資料 12-10

	<p>【栄養・食生活】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 状況把握 ○ 被災者の栄養管理の検討 ○ 食糧供給時の栄養管理 ○ 炊き出しの支援、栄養管理指導 ○ ボランティア活動の支援 <p>【口腔衛生】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関（日立歯科医師会等）との連携 ○ 避難所配置職員と連携 ○ 歯科相談の実施 ○ 情報提供
<p>フェイズ2 応急対策 （概ね4日目から2週間まで） 生活の安定（避難所対策が中心の時期）</p>	<p>【健康管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難者の健康管理及び処遇調整 <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康相談従事者を応援看護職に切り替えた場合、要フォロー者の引継ぎ及び処遇調整 ・ 避難所から仮設住宅や自宅等に移る準備に向けて、新たに介護保険サービスの導入やその他要フォロー者の処遇調整 ○ 衛生管理及び環境整備 防虫対策 ○ 生活用品の確保 ○ 避難所設置運営担当部署と連携し、避難者同士のプライバシーの確保 ○ 避難所設置運営担当部署と連携し、マスコミ取材による住民不安への対応 ○ こころのケア対策の検討 ○ 保健、医療、福祉の情報提供（各担当部署との連携により健康教育等実施） ○ 健康教育の実施 エコノミークラス症候群の予防、健康体操等 <p>【栄養・食生活】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 状況把握 ○ 被災者の栄養管理の実施支援 ○ 被災者の食生活支援 ○ 炊き出しの支援、栄養管理指導 ○ ボランティア活動の支援 <p>【口腔衛生】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関（日立歯科医師会等）との連携 ○ 避難所配置職員と連携 ○ 巡回歯科治療（口腔ケア）の実施 ○ 歯科相談の実施 ○ 情報提供
<p>フェイズ3 応急対策 （概ね3週間目から2か月まで） 避難所から概ね仮設住宅入居まで</p>	<p>【健康管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難者の健康管理及び処遇調整 <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康相談従事者を応援看護職に切り替えた場合、要フォロー者の引継ぎ及び処遇調整

<p>の期間</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所から仮設住宅や自宅等に移る準備に向けて、新たに介護保険サービスの導入やその他要フォロー者の処遇調整（保健、福祉、介護の相互の連携により） ○ 衛生管理及び環境整備 ○ 生活用品の確保 ○ 避難所設置運営担当部署と連携し、避難者同士のプライバシーの確保 ○ 避難所設置運営担当部署と連携し、マスコミ取材による住民不安への対応 ○ こころのケア対策の検討 ○ 保健、医療、福祉の情報提供（各担当部署との連携により健康教育等実施） ○ 健康教育の実施 ○ 仮設住宅入居者の健康状況の把握のための検討及び準備 <ul style="list-style-type: none"> ・把握後のフォローについて ・健康調査などの実施（目的の明確化と共有。項目、時期、従事者、調査用紙等の検討と作成） <p>【栄養・食生活】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 状況把握 ○ 被災地域全体への食生活支援 ○ 仮設住宅入居者への食生活支援 ○ ボランティア活動の支援 <p>【口腔衛生】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関（日立歯科医師会等）との連携 ○ 避難所配置職員と連携 ○ 巡回歯科治療（口腔ケア）の実施 ○ 歯科相談の実施 ○ 情報提供
<p>フェイズ4 復旧・復興対策 （概ね2カ月以降）</p> <p>人生の再建・地域の再建 （仮設住宅対策や新しいコミュニティづくり）</p>	<p>【健康管理】</p> <p>仮設住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 健康状況の把握 <ul style="list-style-type: none"> ・調査などの実施 ・把握後、要フォロー者への支援、医療機関、専門機関と調整 ○ 健康支援及び安否確認 <ul style="list-style-type: none"> ・健診及び相談会、訪問等により、健康状況の確認、今後の不安、不眠、住宅の生活環境、人間関係の悩み等への対応 ・一人暮らし高齢者、高齢者世帯に対し、保健推進員等による安否確認（声かけ訪問） ・状況不明者については、他の訪問ボランティア・自治組織と連携しながら早期に把握し、孤独死を予防する ○ 生活用品の確保 ○ こころのケア対策の実施 <ul style="list-style-type: none"> 講演会等の実施（うつ、アルコール依存症、PTSD等） <p>自宅滞在者と一緒に行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 入居者同士のコミュニティづくりの支援 <ul style="list-style-type: none"> ・仮設住宅単位での自主活動への支援 ・乳幼児のあそびの広場や高齢者等のつどい等 ・自治会長等地域代表に被災者の健康状態など実態を報告

	<p>し、自主的な見守り・声かけが必要である意識を高め、関係部署と協力し、しくみづくりを支援する</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 仮設住宅から自宅等へ移る者への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・新規に介護保険サービスの導入者やその他事後フォロー ・必要者の処遇調整（保健、福祉、介護の相互の連携により） ○ 仮設住宅から再び移動することに伴う新たな健康問題への支援 ○ 復興住宅では、地域の自治組織、ボランティア、関係機関と連携しながら復興住宅内だけでなく、地域との融合を図る ○ 健康管理活動 <ul style="list-style-type: none"> 訪問指導、健康相談、健康教育の実施、健康情報誌の発行 ○ 被災者及び支援者のこころのケア <p>【栄養・食生活】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 状況把握 ○ 被災地域全体への食生活支援 ○ ボランティア活動の支援 ○ 通常業務の再開 <p>【口腔衛生】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 通常の歯科医療体制に移行 ○ 関係機関（日立歯科医師会等）との連携 ○ 歯科相談の実施 ○ 情報提供
--	--